

岩倉市更生訓練費支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的として実施する岩倉市更生訓練費支給事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、法第19条第1項に規定する本市による支給決定障害者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により福祉事務所長によって施設に入所の措置若しくは入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。

(支給額)

第3条 更生訓練費の支給額は、訓練及び実習（以下「訓練等」という。）の内容等を勘案して別表に定める額の範囲内で、福祉事務所長が必要と認めた額とする。

(申請)

第4条 更生訓練費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市更生訓練費支給申請書（様式第1）を福祉事務所長に提出するものとする。

(決定)

第5条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、支給の可否を岩倉市更生訓練費支給決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 事業の利用に要する経費は、無料とする。

(代理受領等)

第7条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、更生訓練費の支給申請手続及びその受領を更生訓練を行う施設の長（以下「施設長」という。）に委任することができるものとする。この場合において、施設長は、支給決定者から支給申請手続及び受領に関する委任状を徴収しなければならない。

2 前項の規定による申請は、岩倉市更生訓練費支給申請書（施設用）（様式第3）により行うものとする。

3 施設長は、支給決定者に対し、更生訓練費は訓練を受けるために必要な文房具、参考書等を購入するための費用である旨を伝えるとともに、これらの

物品の購入に努めるよう指導するものとする。

(変更の届出)

第8条 支給決定者は、第4条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、岩倉市更生訓練費支給変更届(様式第4)を福祉事務所に提出するものとする。

(決定の取消し)

第9条 福祉事務所長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、岩倉市更生訓練費支給取消通知書(様式第5)により支給決定者又はその家族等に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

訓練及び通所のための経費

訓練のための経費（月額）	訓練に従事した日が 15日以上の場合	訓練に従事した日が 15日未満の場合
	3,150円	1,600円
通所のための経費（日額）	280円 ※上記の日額に訓練のために通所した日数を乗じて得た額と、支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額を支給する。	

様式第1 (第4条関係)

岩倉市更生訓練費支給申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

岩倉市更生訓練費支給事業実施要綱第4条の規定により、年 月分の更生訓練費の支給について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏名					
	居住地				電話番号	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		
更生訓練費支給申請額			金 円			
内訳	訓練等のための経費		通所のための経費		計	
	日数	金額	日数	金額		
	日	円	日	円	円	
上記訓練日数等については、事実と相違ないことを証明します。						
岩倉市福祉事務所長 殿						
年 月 日						
施設名						
施設長						

様式第2（第5条関係）

岩倉市更生訓練費支給決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

岩倉市更生訓練費支給事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり
年 月分の更生訓練費の支給を決定（却下）したので通知します。

1 決定

更生訓練費支給額 金 円

内訳

訓練等のための経費 円

通所のための経費 円

2 却下

理由

様式第3（第7条関係）

岩倉市更生訓練費支給申請書（施設用）

支給対象者名	訓練等のための経費			通所のための経費			備考
	日数	単価	金額	日数	単価	金額	
	日	円	円	日	円	円	

更生訓練費支給申請額 円也 内訳

訓練等のための経費計	円
通所のための経費計	円

支給決定者からの委任に基づき 年 月分を上記のとおり申請する。

なお、上記については事実と相違ないことを証明する。

岩倉市福祉事務所長 殿

年 月 日

施設長

様式第4（第8条関係）

岩倉市更生訓練費支給変更届

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

支給決定者

岩倉市更生訓練費支給事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

支給決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	居 住 地	電話番号			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健 福祉手帳番号	

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

様式第5（第9条関係）

岩倉市更生訓練費支給取消通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長 印

岩倉市更生訓練費支給事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

支給決定者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
	居住地	電話番号				
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神保健 福祉手帳番号		
取消年月日						
取消理由						